

事務連絡
令和4年3月9日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等、出勤者数の削減、イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてはご協力いただき誠にありがとうございます。

令和4年3月4日の第89回新型コロナウイルス感染症対策本部において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域について、3月6日をもって福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県及び鹿児島県が除外されることが決定されました。また、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県においては、まん延防止等重点措置を実施すべき期間が3月21日まで延長されました。これにあわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添1～3について周知依頼が発出されました。

また、第41回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部で発出された大臣指示（令和4年2月16日付事務連絡）について、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更等にともない、別添4のとおりその内容が一部変更されました。

これらを受け、国土交通省より周知依頼がありましたので、貴会会員企業の皆様に対し、周知・ご協力方よろしくお願いいたします。

以上